

【前回申請からの主な変更点】

・申請書様式の変更

申請書、委任状、使用印鑑届、市区町村税完納誓約（調査同意）を1枚にまとめました。 ※押印が必要な書類は、この申請書のみとなります。

・オンライン申請が可能になりました。

ただし、押印が必要な申請書は、オンライン申請後に原本の郵送が必要となります。

・受任先（営業所）の条件を設定

「営業所として専用スペースがあり、電話、机、事務機器等を備えていること。
また、常勤職員が配置され、電話・メール・FAX・郵便等で連絡がつくこと。」

・市区町村税の完納要件（海南市内の事業所分）について

所在地が海南市にある事業所の方は、同意を受けて調査するため、完納証明書等の添付が不要となります。

・取引希望営業種目 様式 2-②

営業種目一覧の大分類に「希望順位」、希望する小分類に「○」を記入。
大分類5位まで申請可能（小分類制限なし）、6位以降は登録不可。
小分類「その他」種目を選択した場合、補足欄に取扱品目等が記入できます。
※大分類への「希望順位の記入」を忘れないようお願いします。

・営業種目の追加・修正

営業種目に変更があるため、注意して選択してください。

・登録決定の通知方法

決定通知はホームページへの登録名簿掲載とし、決定通知用ハガキを不要とします。
申請書の受領確認をしたい場合は、宛名入りハガキを提出してください。